

介護保険事業所 管理者
各 殿
有料老人ホーム 施設長

宮崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における非常災害対策計画等の再点検について（通知）

平素から、宮崎市高齢者福祉の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、例年この時期から秋にかけては、台風や前線の影響による大雨、洪水、暴風等による自然災害が発生しやすくなっており、災害への備えが重要です。

また、令和2年7月豪雨による河川の氾濫により、熊本県球磨郡球磨村の特別養護老人ホームにおいて、多数の利用者が犠牲となる痛ましい被害がありました。

介護保険施設等には、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があり、基準省令においても、非常災害対策計画の作成及び定期的な避難訓練の実施が義務付けられています。

つきましては、近年の異常気象や被害等を踏まえ、下記の事項について、あらためて点検し、入所者等の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

(1) 非常災害対策計画の策定及び内容の再点検

①水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか

②策定された非常災害対策計画に以下の項目が盛り込まれているか

- ・介護保険施設等の立地条件（地形等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「高齢者等避難情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「高齢者等避難情報発令」時等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・関係機関との連携体制

③非常災害対策計画は、近年の異常気象等にも対応した十分なものとなっているか

(2) 避難訓練の実施

定期的に水害・土砂災害の場所を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練を行っているか

文書取扱

宮崎市福祉部 介護保険課

担当：外園、安藤

電話：0985-44-2591 FAX：0985-31-6337